

「富士箱根伊豆国立公園の海域公園地区において、自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件」（案）の意見の募集（パブリックコメント）について

令和4年6月22日（水）

1. 概要

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を中心に広がる山々と富士五湖と称される湖沼群、富士山北斜面の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海など湖沼及び山林の一体的景観を有する富士山地域と、箱根カルデラ内の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原など変化に富む繊細な景観を有する箱根地域が、昭和11年に「富士箱根国立公園」として指定された後、昭和30年に伊豆半島地域が編入されたことにより、名称が「富士箱根伊豆国立公園」となり、さらに昭和39年に伊豆諸島地域が編入され、現在に至る国立公園である。

このうち伊豆諸島地域について、平成6年に三宅島沿岸に海中公園地区が2箇所指定され、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第18条の2第3項第2号に基づき捕獲等を規制する動植物が定められた。その後、平成21年の法改正を受けて、法第22条第3項第2号の規定に基づき指定する区域（以下「捕獲等規制区域」という。）として「富士箱根伊豆国立公園海域公園地区の全域」が指定され、その区域ごとにおいて指定する動植物（以下「捕獲等規制動植物」という。）として、平成6年に定められた動植物が引き続き指定された。

今回、伊豆諸島地域の第3次点検により公園区域及び公園計画の変更を行い、大島地先海面等7箇所に新たに海域公園地区を指定するが、新たに指定する7地区については、捕獲等規制区域には指定しないことから、本公園の捕獲等規制区域を「富士箱根伊豆国立公園三宅島海域公園地区1号及び2号」に変更することとする。

2. 捕獲等規制区域及び捕獲等規制動植物

指定する捕獲等規制区域及びその区域ごと指定する動植物は、以下のとおり。

- ・三宅島海域公園地区1号及び2号

4綱9目25科 計38分類群

※科及び属指定を含む。

※捕獲等規制動植物の詳細は別紙1、捕獲等規制区域の詳細は別紙2のとおり。

3. 捕獲等規制区域及び捕獲等規制動植物の指定理由

富士箱根伊豆国立公園海域公園地区のうち、大規模なサンゴ群集と磯魚の多さにより特に優れた海中景観を有している三宅島南西海岸の三宅島海域公園地区1号及び2号を捕獲等規制区域として、引き続き指定する。

また、捕獲等規制動植物として、学術的価値のある種、海域景観の構成上特筆すべき重要な種、固着性があり観賞用で採取されるおそれの高い種を引き続き指定する。

※今回の伊豆諸島地域の第3次点検による公園区域及び公園計画の変更により新たに指定する7箇所の海域公園地区については、捕獲等規制区域に指定しない。

4. 捕獲等規制区域及び捕獲等規制動植物の告示後の扱い

捕獲等規制区域及び捕獲等規制動植物が告示により指定されると、当該捕獲等規制動植物の捕獲、殺傷、採取、損傷は禁止される（学術研究その他公益上の必要性等が認められた場合は、環境大臣の許可を受けて行うことができる。）。指定されている動植物種は、日本の国立公園ホームページに掲載されている各国立公園の指定書及び公園計画書において、公表されている。

URL：日本の国立公園ホームページ

<https://www.env.go.jp/park/index.html>

<意見募集要領>

(1) 問合せ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

電話 03-5521-8278

イ 関東地方環境事務所国立公園課

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

電話 048-600-0516

(2) 意見募集対象

別紙1 富士箱根伊豆国立公園三宅島海域公園地区における捕獲等規制動植物リスト（案）

別紙2 富士箱根伊豆国立公園捕獲等規制区域（案）位置図

(3) 資料の入手方法

変更案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、(1)の問合せ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和4年6月22日（水）から令和4年7月23日（土）まで

※郵送の場合は締切日必着

(5) 意見提出方法

ア 郵送の場合：

<宛先> 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局国立公園課 宛て

※締切日必着

イ FAXの場合： 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合： shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルによる意見の提出は御遠慮ください。

エ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

<意見提出に関する共通注意事項>

- ・ 件名に必ず、下記を御記入ください。
「富士箱根伊豆国立公園 海域指定動植物（案）への意見」
- ・ 本文の様式は問いません。
- ・ 意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・FAX番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は住所、氏名、電話番号・FAX番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- ・ 意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。
- ・ 電話での意見は受けかねますので御了承ください。

(6) 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

<掲載資料>

別紙 1 富士箱根伊豆国立公園三宅島海域公園地区における捕獲等規制動植物リスト（案）

別紙 2 富士箱根伊豆国立公園捕獲等規制区域（案）位置図

| | |
|-----------------|--------------|
| 環境省自然環境局国立公園課 | |
| 代表 03-3581-3351 | |
| 直通 03-5521-8278 | |
| 課長 | 熊倉 基之 (6440) |
| 課長補佐 | 中山 直樹 (6650) |
| 生態系事業係 | 迫 裕樹 (6649) |